

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の適用を受けるものである。

令和 8 年 2 月 6 日

群馬県県央第一水道事務所長 長谷川 博文

## 1 調達内容等

- (1) 調達件名及び数量 県央第一水道及び県央第二水道 水道用ポリ塩化アルミニウム購入 年間購入予定数量 1, 5 5 0, 0 0 0 k g（年間購入予定数量は、浄水の需要や天候等により変動することがある。）
- (2) 調達物品の品質及び規格 仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで
- (4) 納入場所 群馬県県央第一水道事務所（群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場 4 1 1 番地 1）及び群馬県県央第二水道事務所（群馬県渋川市北橘町箱田 8 2 1 番地）
- (5) 契約方法 単価契約
- (6) 入札方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

ア 入札金額 ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1 k g あたり契約希望単価に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じた額（小数点以下第 1 位までとする。）に、年間購入予定数量を乗じて得た額とすること。

イ 契約単価 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第 1 位までとし、第 2 位以下を切り捨てる。）を契約単価とし、消費税及び地方消費税は代金支払い時に合わせて支払う。消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第 1 位までとし、第 2 位以下を切り捨てる。）に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額を契約単価とする。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。  
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第 1 9 0 条の 2 の規定により令和 8 年 2 月 1 6 日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年 3 月 2 日（月）午後 4 時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県央第一水道事務所管理係へ連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項又は群馬県企業局財務規程（昭和 3 9 年群馬県企業管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 1 3 2 条の 3 第 3 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他

経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(8) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。

(9) 当該調達物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。

(10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先 〒370-3504 群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1 群馬県県央第一水道事務所管理係(担当 齋藤) 電話0279-54-8464

(2) 入札説明書の交付方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合は、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和8年2月6日(金)午前9時から同年3月2日(月)午後4時まで。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、申請書等を上記(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 申請書等の提出期間 令和8年2月6日(金)午前9時から同年3月2日(月)午後4時まで。ただし、上記(1)の場所へ持参により提出する場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

ウ 入札参加資格確認結果 令和8年3月9日(月)までにぐんま電子入札共同システムにより通知する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる確認が困難な場合は、入札参加資格確認通知書で通知する。

(5) 入札書及び入札内訳書等提出方法 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。ぐんま電子入札共同システムによる提出が困難な場合は、郵送又は持参により提出することができる。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期限までに上記(1)の場所に群馬県企業局県央第一水道事務所長宛て親展で必着のこと。

(6) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和8年3月16日(月)午前9時から同月19日(木)午後4時まで。ただし、上記(1)の場所へ持参により提出する場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(7) 入札内訳書等開封日時 令和8年3月19日(木)午後4時10分

(8) 開札日時 令和8年3月23日(月)午前9時30分

(9) 入札結果 ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)により公表する。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約の相手方は、契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、規程第１３２条の１６の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第１７６条各号及び規程第１３２条の３４の２各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第１６９条及び規程第１３２条の９の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が２者以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。この場合において、ぐんま電子入札共同システムによる入札書の提出が困難なときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 契約の確定 令和８年度群馬県水道事業会計予算が上程・可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、令和８年４月１日（水）に令和８年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HASEGAWA Hirofumi, Office Director, Kenoudaiichi Water Supply Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Poly aluminium chloride for drinking water treatment: 1,550,000 kg/year

(3) Period of Use: From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Delivery place: Kenoudaiichi Water Supply Office and Kenoudaini Water Supply Office

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: March 2, 2026 at 4:00 p.m.

(6) Time-limit for tender: March 19, 2026 at 4:00 p.m.

(7) For further details, please contact: Administration Section, Kenoudaiichi Water Supply Office, Gunma Prefectural Government, 411-1 Hirobaba, Shintou-mura, Kitagunma-gun, Gunma-ken, 370-3504, Japan, TEL 0279-54-8464(Japanese language only)